

豊川高等学校全国高校駅伝競走大会出場応援事業趣意書

謹啓

向寒の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校の教育活動に深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、本校女子駅伝部は令和4年11月6日（日）に開催されました全国高等学校駅伝競走大会愛知県予選において1時間11分33秒のタイムでの12度目の優勝を果たし、3年ぶり13度目の全国大会出場を決めました。1区吉田莉帆が後続に20秒の差をつけて2区森彩純に襷をつなぐと、強い豊川の復活劇の如く4区間で区間賞をとる安定したレース展開となりました。ゴール地点では、涙交じりのはじける笑顔で待つ仲間に応え、5区林那優は両手を挙げてゴールテープを切りました。

つきましては、来る12月25日（日）に京都で開催される全国高校駅伝において豊川高校駅伝部の活躍を願い、全国大会出場に関わる経費、強化支援等を目的として、ご芳志を募ることを計画いたしました。昨今の大変厳しい経済状況の折り誠に恐縮ではございますが、皆様方の絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

謹白

令和4年11月吉日

学校法人豊川閣妙厳寺豊川学園 理事長 福山憲隆

豊川高等学校 校長 石田 潤

豊川学園同窓会 会長 浅野 晋

豊川高等学校PTA 会長 田広明

〒442-0029 豊川市末広通1丁目37番地 豊川高等学校

TEL0533-86-4121 FAX0533-84-0145 E-mail info@toyokawa.ed.jp

〈 大会日程 〉

1. 大会名 : 全国高等学校駅伝競走大会 (男子73回・女子 第34回)
2. 日時 : 令和4年12月25日(日) 女子:10時20分/男子:12時30分 競技開始
3. 場所 : たけびしスタジアム京都 (西京極陸上競技場) 発着

〈 募金要領 〉

1. 募金額

- 個人 1口 1,000円 (3口以上だとありがたいです)
* 3口以上で、寄付金に対する税制上の優遇措置が受けられます。
法人・団体 1口 5,000円 (2口以上だとありがたいです)

2. 募金方法

- ① 振込 同封の振込用紙によりお振込ください。

豊川信用金庫本店営業部 普通 4512849

口座名義 学校法人豊川閣妙厳寺豊川学園 理事長 福山憲隆
(ガッコウホウジントヨカワカクミョウゴンジトヨカワカクエン リジチョウ フクヤマケンリョウ)

または

ゆうちょ銀行(郵便局) 口座記号番号 00860-3-154001

加入者名: 学校法人豊川閣妙厳寺豊川学園
(ガッコウホウジントヨカワカクミョウゴンジトヨカワカクエン)

- ②現金「本学園宛ての寄付金申込書」と合わせて豊川高等学校事務室までご持参ください。

3. 税制上の優遇措置

学校法人豊川閣妙巖寺豊川学園へのご寄付については、税制上の優遇措置を受けることができます。

①個人の場合

個人からのご寄付については、所得税法に基づき、「税額控除」または「所得控除」のいずれか一方を選択し、確定申告をすることで優遇措置を受けることができます。

[A] 税額控除

年間2,000円を超える額の寄付を行った場合に、その年に納めるべき所得税額から一定の金額を控除することができる制度です。寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除できるため、小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

$$\text{（年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{円）} \times 40\% = \text{寄付金控除額} \quad \text{（所得税額から控除されます）}$$

※年間の寄付金合計額は総所得金額の40%相当額が限度、寄付金控除額は、所得税額の25%が限度。

※この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「税額控除に係る証明書（写）」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

[B] 所得控除

年間2,000円を超える額の寄付を行った場合に、総所得金額から一定の金額を控除することができる制度です。所得控除を行った後に所得税率を乗じるため、総所得金額に対して寄付金額が高額である場合に減税効果が大きくなります。

$$\text{年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{円} = \text{寄付金控除額} \quad \text{（総所得金額から控除されます）}$$

※年間の寄付金合計額は総所得金額の40%相当額が限度。

※この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

②企業・法人の場合

企業・法人からのご寄付については、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。

○特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金に算入することができます。

損金算入限度額

$$= \text{（資本金等の額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{当該年度所得金額} \times 6.25\% \text{）} \times 1/2$$

※この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

4. お問い合わせ

〒442-0029 愛知県豊川市末広通1丁目37番地 豊川高等学校事務室

TEL: 0533-86-4121 FAX: 0533-84-0145

メール: info@toyokawa.ed.jp